

**海外フィールド・マーケター業務（農林水産・食品分野、香港）に係る
業務委託先の公募要項**

2025 年 6 月 9 日
ジェトロ 香港事務所
杉山 玲子

日本貿易振興機構（以下、「ジェトロ」という）日本食品海外プロモーションセンター（以下、「JFOOD0」という）¹では、海外における日本産農林水産物・食品のブランド構築に向けた各種プロモーションを行う組織です。我が国では、農林水産物・食品の輸出を 2025 年までに 2 兆円、2030 年までに 5 兆円という輸出額目標を設定しています。この目標を受けて JFOOD0 は、政府の輸出拡大実行戦略を踏まえて選定した品目と国・地域において、農林水産物・食品のブランド構築のためのプロモーションの他、海外市場における現地ニーズの調査・分析、及び報告を行っており、2023 年度より、本格的に海外に向けた「日本の食文化」の発信を強化し、関連情報の発信やイベントを実施しています。

今般、本プロモーションをサポート（情報収集、情報提供、販路開拓支援等）する法人又は個人を募集します。応募を希望される場合は、下記の要領に基づき応募書類を提出してください。

1. 業務委託内容：

別添の仕様書を参照してください。

2. 業務委託料：

- （1）活動実績に応じて費用を支払う出来高制とし、単価は下記のとおりとする。ただし、2025 年度（契約締結日～2026 年 3 月 15 日まで）の費用は委託者合計 HK\$97,000 を超えないものとする。
- （2）業務件数等については、ジェトロと事前に協議の上、決定することとする。
- （3）電話代・コピー代など事務経費については、ジェトロは負担しない。移動交通費は、ジェトロが指定した場所で業務を行う場合を除いて全て業務委託料に含まれる。なお、ジェトロが要請する出張（仕様書 2. 業務の実施場所（カバーエリア）以外への国内出張ならびに日本への出張を含む）に係る旅費（交通費、宿泊費等）はジェトロ規程に基づきジェトロが負担する。また、ジェトロの事前承認を受けずに、旅程等の変更をしてはならない。

¹ JFOOD0 は 2017 年 4 月 1 日付でジェトロに設置された日本産の農林水産物・食品のブランディングのためにオールジャパンでの消費者向けプロモーションを担う新たな組織。
<https://www.jetro.go.jp/jfoodo/>

通貨単位：HKD

業務内容（詳細は仕様書を参照）		業務量めやす	単価
1. 現地情報の提供	①レポート作成 A	1 テーマ A4 サイズ 5～6 ページ程度	3000/件
	①レポート作成 B	1 テーマ A4 サイズ 2～3 ページ程度	3000/件
	②面談	1 件 60 分	1000/件
		1 件 15 分, 60 分以上経過後	250 /件
	③動画での講演	1 件 120 分 (当日打ち合わせ等含む)	3000/件
2. 販路開拓支援	①リスト作成	1 件あたり 5 店舗のリスト	3000/件
	②需要開拓サポート * 1	情報提供 1 事業者を 1 件とする	2700/件

* 1：ジェットロで実施した場合には、ジェットロ海外事務所までの交通費等実施に係る経費は委託料に含まれる。ただし、ジェットロが別途指定した場所で業務を行う場合は、ジェットロ規程に基づき交通費等をジェットロが負担する。

* 付加価値税等、一切の現地諸税は単価に含むものとする。

3. 支払い方法：

- (1) 委託業務が発生した月単位で、月次報告書及び交通費その他の証憑の提出に基づき、ジェットロで確認後、確定した金額を受託者に通知する。
- (2) 受託者は同通知額に基づき、支払請求書をジェットロに送付する。
- (3) ジェットロは同請求額を指定された受託者の口座に HKD 建てで支払う。

4. 応募資格：

以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 法人の場合は香港に現地法人又は支店を有し、業務従事予定者はジェットロの所在地又は近隣都市に居住していること。個人の場合も業務従事予定者はジェットロの所在地又は近隣都市に居住していること。
- (2) 業務従事予定者は、事業に必要とされる現地の市場情報や農林水産物等の貿易実務経験、輸出に関する専門的知見を有している、あるいは海外での販売代理人等として

の勤務経験を有していること。

- (3) 本応募に関し、所属先がある場合はその了解が得られていること。
- (4) 業務従事予定者は、刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）。
- (5) 本事業及び他のジェトロ又は JF00D0 事業で契約実績のある場合、契約期間中に重大な問題、又は事務手続き、業務報告などで重大な問題を起こしていないこと。
- (6) 業務従事予定者は、健康状態が良好であること。
- (7) 本事業に対して十分業務時間が確保でき、ジェトロからの要望に素早く対応できること。
- (8) 業務従事予定者は、必要に応じて依頼された出張への対応が可能であること。
- (9) 個人情報の取り扱い方針に同意すること。

5. 応募方法：

別添の「応募用紙」に必要事項を記入のうえ、Kazuhisa_Oki@jetro.go.jp, HoiKiu_Yeung@jetro.go.jp 宛に電子メールで提出してください。応募者の関連業界での実績・経験、会社概要等を示す資料があれば添付してください。

6. 選考方法：

第一次選考：書類審査

第二次選考：面談（書類審査の上、別途日時・場所を連絡します）

選考に当たっては以下の要素を総合的に勘案し、採択者を決定します。

- (1) 本事業の目的・趣旨への理解及び事業推進に対する積極性
 - (2) 本事業で求められる専門知識・人脈の有無
 - (3) 過去の同様の業務の実績・経験（国内外は問わない）
 - (4) カバーエリアにおける現地情報の提供、プロモーションの実行サポート、プロモーション参加事業者への販売サポート業務への機動力
 - (5) 本事業の趣旨に沿った形で、日本語および広東語による業務が可能であること
- ※選考結果については採否のみを応募者に通知します。採否理由はお答えできません。
また、提出書類は返却できません。

7. 応募期間：

2025 年 6 月 11 日（水）～6 月 17 日（火）

8. 契約形態・業務委託期間：

- (1) 契約形態：ジェトロと採択者（法人又は個人）との間で業務委託契約書を締結
- (2) 業務委託期間：契約締結日～2026 年 3 月 15 日

9. 個人情報の取り扱い：

この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は、業務委託先選定のために利用します。

10. 留意事項：

- (1) 受託者は、ジェトロの情報セキュリティ規程を遵守して業務を遂行していただきます。
また、コンプライアンス・情報セキュリティ研修の受講を要請する場合があります。ジェトロが指定する期限内に受講し、終了してください。
- (2) 受託者は、事業の全てもしくは一部を第三者へ再委託することは禁じられています。
- (3) 受託者は、ジェトロの定める業務報告書等をジェトロの求めに応じて提出していただきます。なお、当該業務報告書及び作成資料の知的所有権ならびに事業成果はジェトロおよびJF00D0に帰属します。
- (4) 本件に係る予算措置がされない場合は、契約を解除、または契約内容を変更することがあります。

11. 応募先・お問い合わせ：

ジェトロ香港事務所

担当：沖 和尚、楊 凱喬

E-mail：Kazuhisa_Oki@jetro.go.jp, HoiKiu_Yeung@jetro.go.jp

TEL：+852-2501-7293

以上

＜独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について＞
独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」
（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのＯＢの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。
なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること
（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当機構に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内（4 月に締結した契約については原則として 93 日以内）

以上